

神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
<臨時特別号>

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸SDGs貢献基金条例	企画調整局産学連携推進課	1
条例	神戸市手数料条例の一部を改正する条例	福祉局監査指導部	3
条例	神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	健康局環境衛生課	10
条例	神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	都市局地域整備推進課	14
条例	神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例	建築住宅局建築指導部 建築安全課	16

令和6年2月21日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸SDGs貢献基金条例

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

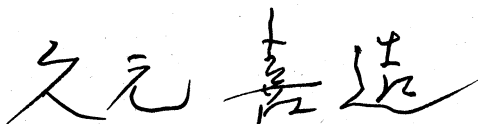
神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

令和6年2月26日

神戸市長



神戸SDGs貢献基金条例を次のように公布する。

神戸市条例第19号

神戸SDGs貢献基金条例

(設置)

第1条 神戸の豊かな環境を守り、その恵みを将来にわたって享受し続けられる持続可能な暮らしと社会の実現に資する事業及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を推進するため、神戸SDGs貢献基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 市民、事業者等が前条に規定する事業に対して行う寄附金額及び市長が基金への積立てを適当であると認める寄附金額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額。ただし、第5条第3項の規定により積み立てる場合に限る。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上しなければならない。

- 2 前項の収益は、基金設置の目的を達成するための経費に充てるものとする。
- 3 第1項の収益は、前項の規定にかかわらず、基金として積み立てることができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

(施行細目の委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(環境事業基金条例の廃止)

- 2 神戸市環境事業基金条例(平成2年3月条例第36号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際前項の規定による廃止前の神戸市環境事業基金条例に基づく基金に属していた財産は、この条例に基づく基金に属する財産とする。

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第 20 号

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。	第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。
(1)～(17) [略]	(1)～(17) [略]
(18) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証</u>	(18) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製さ</u>

明書の交付 1通につき 450円。ただし、キオスク端末により交付をする場合にあっては、1通につき 300円

(19) [略]

(20) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しく

れた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 450円。ただし、キオスク端末により交付をする場合にあっては、1通につき 300円

(19) [略]

は抄本又は戸籍証明書の請求を行
う場合における当該発行を除
く。) 戸籍電子証明書提供用識
別符号1件につき 400円

(21) 戸籍法第12条の2において準
用する同法第10条第1項若しくは
第10条の2第1項から第5項まで
の規定若しくは同法第126条の規
定に基づく除かれた戸籍の謄本若
しくは抄本又は同法第120条第1
項、第120条の2第1項若しくは
第126条の規定に基づく除籍証明
書の交付 1通につき 750円

(22) 戸籍法第12条の2において準
用する同法第10条第1項若しくは
第10条の2第1項から第5項まで
の規定又は同法第126条の規定に
基づく除かれた戸籍に記載した事
項に関する証明書の交付 証明事
項1件につき 450円

(23) 戸籍法第120条の3第2項の規
定に基づく除籍電子証明書提供用
識別符号の発行(情報通信技術を
活用した行政の推進等に関する法
律第7条第1項の規定により同法

(20) 戸籍法第12条の2において準
用する同法第10条第1項若しくは
第10条の2第1項から第5項まで
の規定若しくは同法第126条の規
定に基づく除かれた戸籍の謄本若
しくは抄本又は同法第120条第1
項若しくは第126条の規定に基づ
く磁気ディスクをもって調製され
た除かれた戸籍に記録されている
事項の全部若しくは一部を証明し
た書面の交付 1通につき 750
円

(21) 戸籍法第12条の2において準
用する同法第10条第1項若しくは
第10条の2第1項から第5項まで
の規定若しくは同法第126条の規
定に基づく除かれた戸籍に記載し
た事項に関する証明書の交付 証
明事項1件につき 450円

第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

(24) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは戸籍訂正の申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項についての証明書の交付又は同法第120条の

(22) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは戸籍訂正の申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項についての証明書の交付 1通につき

6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 1 通につき 350 円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令に規定する様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円

(24の2) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき 350 円

(25)～(69の5) [略]

(69の6) 介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査

ア、イ [略]

(69の7)～(69の18) [略]

350 円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令に規定する様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円

(23) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務 書類 1 件につき 350 円

(24) 削除

(25)～(69の5) [略]

(69の6) 介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査

ア、イ [略]

(69の7)～(69の18) [略]

(69の19) 介護保険法第115条の11に
おいて準用する同法第70条の2第
1項の規定に基づく指定介護予防
サービス事業者の指定の更新の申
請に対する審査 1件につき
7,000円

(69の20) [略]

(69の21) 介護保険法第115条の21に
おいて準用する同法第70条の2第
1項の規定に基づく指定地域密着
型介護予防サービス事業者の指定
の更新の申請に対する審査 1件
につき 7,000円

(69の22) 介護保険法第115条の22第
1項の規定に基づく指定介護予防
支援事業者の指定の申請に対する
審査 1件につき 1万4,000円

(69の23) 介護保険法第115条の31に
おいて準用する同法第70条の2第
1項の規定に基づく指定介護予防
支援事業者の指定の更新の申請に
対する審査 1件につき 7,000
円

(69の24)～(69の30) [略]

(70)～(158) [略]

(69の19) 介護保険法第115条の11に
おいて準用する同法第70条の2第
4項において準用する同法第70条
第1項の規定に基づく指定介護予
防サービス事業者の指定の更新の
申請に対する審査 1件につき
7,000円

(69の20) [略]

(69の21) 介護保険法第115条の21に
おいて準用する同法第70条の2第
4項において準用する同法第70条
第1項の規定に基づく指定地域密
着型介護予防サービス事業者の指
定の更新の申請に対する審査 1
件につき 7,000円

(69の22)～(69の28) [略]

(70)～(158) [略]

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第 21 号

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公衆浴場について講ずべき措置の基準）</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 浴室には、浴室の床面積（浴槽部分を除く。）4平方メートルにつき、<u>上がり用水栓及び上がり用湯栓</u>各1個以上（<u>上がり用水及び</u></p>	<p style="text-align: center;">（公衆浴場について講ずべき措置の基準）</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 浴室には、浴室の床面積（浴槽部分を除く。）4平方メートルにつき、<u>上り用水栓及び上り用湯栓</u>各1個以上（<u>上り用水及び上り用</u></p>

上がり用湯が同時に供給することのできる混合栓(以下「混合栓」という。)をもって代えることができる。)を設け、水又は湯の区別が標示されていること。

(14)～(19) [略]

(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道若しくは特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設水道から供給を受ける水(以下「水道水」という。)を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準(大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。)について、適用しないことができる。

ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯

[略]

イ [略]

(21) [略]

(22) 浴用の水及び湯は、十分供給す

湯が同時に供給することのできる混合栓(以下「混合栓」という。)をもって代えることができる。)を設け、水又は湯の区別が標示されていること。

(14)～(19) [略]

(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道若しくは特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設水道から供給を受ける水(以下「水道水」という。)を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準(大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。)について、適用しないことができる。

ア 原水、原湯、上り用水及び上り用湯

[略]

イ [略]

(21) [略]

(22) 浴用の水及び湯は、十分供給す

るようにし、かつ、浴槽の湯及び
上がり用湯は、常に摂氏38度以上
に保つこと。

(23)～(29) [略]

(30) 7歳以上の男女を混浴させないこと。

(31) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア [略]

イ 子とその父母等（父母及び祖父母をいう。）の場合

ウ [略]

(32)、(33) [略]

2 法第3条第2項の規定による条例で定めるその他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 熱気等を使用する入浴設備は、次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

オ 熱気室にシャワー又は浴槽を付設すること。

(2) [略]

るようにし、かつ、浴槽の湯及び
上り用湯は、常に摂氏38度以上に保つこと。

(23)～(29) [略]

(30) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

(31) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア [略]

イ 親とその10歳未満の子の場合

ウ [略]

(32)、(33) [略]

2 法第3条第2項の規定による条例で定めるその他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 熱気等を使用する入浴設備は、次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

オ 熱気室にシャワー又は浴槽を付設し、前項第20号の基準に適合する水及び湯を供給すること。

(2) [略]

(3) 温泉等を使用する入浴設備は、浴室にシャワー又は浴槽を設けること。

(4)～(8) [略]

(9) 浴室には、適当な数の上がり用水栓及び上がり用湯栓（混合栓をもって代えることができる。）を設け、水又は湯の区別が標示されていること。

(10) [略]

(11) 水着を着用して入浴する場合を除き、7歳以上の男女を混浴させないこと。

(12) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア [略]

イ 子とその父母等（父母及び祖父母をいう。）の場合

ウ [略]

3～5 [略]

(3) 温泉等を使用する入浴設備は、浴室にシャワー又は浴槽を設け、前項第20号の基準に適合する水及び湯を供給すること。

(4)～(8) [略]

(9) 浴室には、適当な数の上り用水栓及び上り用湯栓（混合栓をもって代えることができる。）を設け、水又は湯の区別が標示されていること。

(10) [略]

(11) 水着を着用して入浴する場合を除き、10歳以上の男女を混浴させないこと。

(12) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア [略]

イ 親とその10歳未満の子の場合

ウ [略]

3～5 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第 22 号

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程（昭和55年6月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事業の名称及び工区 の名称	施行地区及び工区に 含まれる地域の名称		事業の名称及び工区 の名称	施行地区及び工区に 含まれる地域の名称	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸国際港都建設事	[略]	鈴蘭台北町1丁目 の一部、鈴蘭台北町 2丁目の一部、鈴蘭	神戸国際港都建設事	[略]	鈴蘭台北町1丁目 の一部、鈴蘭台北町 2丁目の一部及び

業 鈴 蘭	台北町3丁目の一	業 鈴 蘭	鈴蘭台北町3丁目
台 駅 北	部及び山田町小部	台 駅 北	の一部
地 区 土	字西ノ岡谷の一部	地 区 土	
地 区 画		地 区 画	
整 理 事		整 理 事	
業		業	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第 13 号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第21条関係）		別表第1（第21条関係）	
(1) 地区計画の区域		(1) 地区計画の区域	
	区域		区域
[略]	[略]	[略]	[略]
(86)	[略]	(86)	[略]
(87)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画神戸複合産業団地南地区地区計画の区域のうち、地		

<p>区整備計画が定められて いる区域（次表において 「神戸複合産業団地南地 区地区整備計画区域」と いう。）</p>	
<p>(2) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第2（第22条—第27条の2、第29条関係）

(1) 地区計画の区域内の制限

計画区域	(ア) 計画地区の区分	(イ) 制限	
		制限の種類	制限の内容
[略]	[略]	[略]	[略]
(86) [略]	[略]	[略]	[略]
(87) 神戸複合産業団地南地区地区整備計画区域	製造工業等施設地区	建築物の用途の制限	(1) 公衆浴場 (2) 法別表第2(に)項第5号に掲げる建築物 (3) 畜舎
		壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、次の(1)又は(2)に掲げる境界線の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める距離以上とすること。 (1) 計画図表示の道路境界線 3メートル (2) 敷地境界線 2メートル
流通業務施設地区	施設地区	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(に)項第4号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物
		壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、次の(1)又は(2)に掲げる境界線の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める

改正前

別表第2（第22条—第27条の2、第29条関係）

(1) 地区計画の区域内の制限

計画区域	(ア) 計画地区の区分	(イ) 制限	
		制限の種類	制限の内容
[略]	[略]	[略]	[略]
(86) [略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。